

広報

2021
No.466

4月号

くるたま

主な内容

- P 2～3 行財政改革
- P 4～7 令和3年度予算
- P 8～9 議会だより
- P 10～11 黒滝村の給与・職員数
- P 12 村の話題
- P 12～13 お知らせ
- P 14～18 健康づくり情報
- P 20 狂犬病予防注射

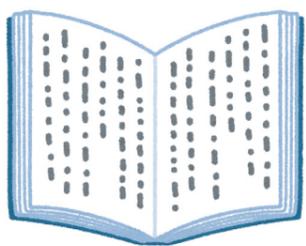


黒滝村行財政改革推進に むけての取り組みについて

本村の財政について、主要な自主財源である村税収入は歳入全体の5%に満たない極めて脆弱な構造に加え、村財源の最たる地方交付税が、年を追うごとに減収の一端をたどり、近年は財政調整基金等積立金の取崩しによる収支バランスを保つ状況が続く、このままではやがて基金積立金が底をつき、たちまち財政赤字に陥る状況にあります。

しかしながら、過疎化、少子高齢化、簡易水道施設等の改良工事、南和広域医療企業団の他、南和広域衛生組合、さくら広域衛生組合、奈良県広域消防組合の運営経費、生活関連社会資本や道路網の維持・管理をはじめ、福祉・医療の充実など様々な課題に対応していく必要があります。村の担うべき役割とその財政需要は引き続き増大するものと見込まれます。これら諸課題に的確、着実に対応していくため、中長期的な観点から村財政の健全化を強力に推進していく必要があります。

以上のことから、当村では、令和2年5月より全庁的な取り組みとして、「黒滝村行財政改革大綱」及び「黒滝村行財政改革推進プラン」を策定し、令和



厳しい財政状況が続くなか、中長期的な安定的で弾力的な財政運営を確保するためには、最大の義務的経費であり財政規模の2割強を占める人件費総額について、適正な定員管理の推進、給料・諸手当の見直し、超過勤務時間の縮減等を通じて、さらなる抑制を図ります。

公の施設等の効率的運営

公の施設について設置目的、利用状況等を踏まえ、施設のあり方を抜本的に見直すとともに、民間における経営感覚を取り入れ、公の施設における経営改善を行なうなど、公の施設改革を推進します。

公の施設の改革にあたっては、民間、地元との役割分担の視点を踏まえ、「施設の必要性」、「施設の利用状況」、「利用者負担割合」等を総合的に勘案し、民間活用、地元移管、指定管理者制度への移行、さらには施設の休廃止も含めた施設のあり方を検討します。

財源確保

地方分権下において自立的村政運営が求められ、自主財源の最たる税財源

2年10月からは、住民代表による「行財政改革推進委員会」を設置するとともに、合計4回の委員会を開催しました。村長自ら知事に要請し、奈良県と「財政状況の改善に向けた勉強会」を既に2回行なっていますが、今後も継続して実施する予定であり、外部からの視点も参考にしながら、委員会からの答申も踏まえ、行財政改革を令和3年度から令和7年度の5年間を目処に取組みを進めていきます。

紙面の都合上、計画の概要の一部についてお示し致します。

「黒滝村行財政改革大綱」、「黒滝村行財政改革推進プラン」及び「黒滝村行財政改革委員会からの答申書」については、役場総務課において閲覧できます。

行政コストの削減、合理化

行政コスト、特に物的なコストの削減、合理化については、行政コスト削減指針を作成し、公用車の台数削減、小型化による車両購入費や燃料費（ガソリン代）の削減やリース契約との比較、冷暖房設備の適正管理、IP電話利用の徹底、電気、ガス、水道、紙

の公正な確保が不可欠であることから、村税のさらなる徴収強化対策や、ふるさと納税の活用など引き続き取り組んでいきます。

受益と負担の適正化

使用料、手数料等については平成16年度に見直しを行い、また令和2年度には水道使用料と浄化槽使用料を外税方式にするなど、改定を行ったところでありましたが、今後においても行政コスト計算等の分析を通じて受益に応じた負担の確保を徹底するため、料金体系を適宜見直します。

補助金等の統合・縮小・廃止

各種団体補助金についても、平成15年度から16年度にかけ、大幅な削減を実施し、概して半減させるに至りました。今後は各種団体の活動状況を公正に判断のうえ、さらなる見直しを図っていく必要があります。

また、事業目的を概ね達成したものの、効果が低下しているもの、零細なもの等については、統合・メニュー化、縮小・廃止等の徹底した見直しを行ない、原則終期設定を行なうことも検討して

コピー等の経費の削減などについて、計画的に徹底した削減、合理化を図ります。

また、地方公会計制度に基づく財務書類による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書について理解を深めるとともに、類似団体比較や公の施設では民間や他地域の類似施設との比較検討を行なうこととし、財政状態や経営成績を判断する指標の一つとして、今後の財政運営の健全化に努めます。

適正定員管理

定員管理について、従来から中長期的見通しのもと、適正な人員配置に努め、平成17年4月1日現在53人から令和3年4月1日現在43人と、▲10人(▲18.9%)の村職員の純減を行なったところです。

今日の極めて厳しい財政状況のもと、所属内・所属間での業務の徹底した整理を行なうなど時代に即した簡素な行政システムの再構築を基本に、事務事業や組織機構を見直し、引き続き、全庁的に適正な定員管理に努め、行政体制のスリム化を図ります。

いきます。

村民参加型事業手法の導入と活用

村民参加型事業手法については、「村民参加型事業の種類」として、意見・提案募集、アンケート調査、懇談会、座談会等の意見・提案型とプロジェクトチームやボランティア、スタッフ等の募集、管理・運営委託等の行動型に大別してまとめられているところであり、既にどちらの型においても事業内容に応じて適正な手法を取り入れながら事業を進めています。県内外を問わず他の地域にて先駆けられたその他の手法についても積極的に取り入れ、村政への村民参加の推進を図っていきます。

推進体制について

本大綱の推進にあたっては、村民や有識者の審議、助言を積極的に取り入れながら、新しい行財政システムを目指して、全庁一丸となって取り組みます。



「持続可能な村づくり」 の実現に向けて

令和3年度予算 主要施策の説明

一般会計	14億5,290万円
特別会計	6億1,360万円
総額	20億6,650万円

ここ近年、少子高齢化による人口減少に伴い、普通交付税も減額傾向であり、その減額に伴う歳出予算の見直しが喫緊の課題となっています。

そこで、令和2年度早々に行財政改革推進本部を設置し、行財政改革大綱と行財政改革推進プランの策定に取り組んでまいりました。事務や公の施設の効率的運営、健全な財政運営など、100項目以上の検討を行い、策定後は、住民代表で構成される行財政改革推進委員会の答申を受け、取り組み可能な項目から令和3年度予算より反映してまいります。

近年では、経常的な支出が収入を上回っており、更なる歳出予算の削減を行う必要があります。経費削減はもちろんですが、不本意ながら各種団体の活動補助金につきましても定率の削減をさせていただきますました。村民の皆さまの生活にも直結する事柄につきましても、今後慎重に行ってまいりたいと思っております。

生活環境整備

さくら広域環境衛生組合に關しましては、昨年度より本格的に施設整備が開始され、令和3年度の本村負担額約1,970万円を計

上しています。施設の竣工は令和5年度中頃の予定で、それまで相応の施設整備に関する負担金が必要となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

奈良県広域消防組合負担金ですが、本年度は約3,800万円減額の約3,650万円を計上させていただきますました。前年に申し上げたとおり、規約の改正が行われ、令和3年度からは新たな体制での運営となります。

地域公共交通の確保・維持のための予算については、村ふれあいバスの運行経費や奈良交通バス路線の存続のための経費、タクシー利用助成制度事業等を引き続き計上させていただきますました。

インフラ整備

村民生活や地域社会の経済活動を支える道路網につきましても、県道赤滝五條線の道路拡幅に向けて、既に工事が着手されています。今後も奈良県による早期取組みに感謝しつつ、用地交渉等村として協力すべき行動も同様に推進し、一日も早い実現をめざしてまいります。

一部で工事が行われており、洞川下市線の改良に向けても、隣接する下市町、天川村との連携

児童育手当等を実施してまいります。

医療の取り組み

地域住民の健康を保ち、安心して本村に住み続けていただくためにも、健康診断や予防医療の観点に立った身近な地域医療を推進していく必要があります。

昨年度は新型コロナウイルス感染症対策事業として国の交付金を活用し、発熱外来診察室の設置、玄関入口の自動扉化、待合室の改修、除菌ユニット付き空調機器の整備を行いました。新年度におきましても安心して来院していただくよう一層の取り組みを行います。

南奈良総合医療センター等関係機関とは病診連携など効率的な治療を行い、村民の暮らしを支える医療体制の維持・確保に努めてまいります。

さらに高齢化が進む中、自宅での療養が行えるよう引き続き訪問看護にも取り組み、医療や介護、生活支援などが一体的に行えるよう連携を深めてまいります。

産業振興・移住定住促進

基幹産業である林業振興については、継続的な木材生産と防災力

の高い森林をめざし、混交林誘導事業を推進し、森林環境譲与税を有効に活用しながら森林整備を進めてまいります。

森林環境譲与税に関する事業につきましても、森林管理の明確化のための森林地番図作成業務委託料、ナラ枯れ被害防止事業委託料等、予算計上しています。

美しい森林づくり基盤整備事業補助金に關しましては、大変心配しておりましたが、再三の要望活動の結果特別措置法の期限が延長となり、財源が確保される見込みで、要望額を予算計上いたしました。

山村活性化支援交付金事業についても、引き続き伝統工芸品の継承、新技術と地域資源を活用した新製品の共同開発、人材育成等、積極的な取り組みを行ってまいります。

林業関係の地域おこし協力隊は、現在4名の隊員が活動されていますが、新たな地域おこし協力隊員3名を確保すべく、必要経費を予算計上しています。任期満了の2名も、引き続き森林組合で活躍してくれています。地域おこし協力隊の定住を進めるためにも、このよい流れを継承していきたいと思っております。

をさらに強化し、早期の整備実現に努めてまいります。

各区からの要望に対しましては、村道の排水路改修や緊急維持、舗装補修工事等も緊急度の高いものを優先して応分の予算を計上いたしておりますので、ご理解賜りたく存じます。

簡易水道事業につきましては、令和元年度に策定した老朽管路耐震化基本計画に基づき昨年度より簡易水道の改良工事を実施しています。計画期間は令和10年度までの9カ年で、総事業費は約7億5,000万円の予定です。財源につきましては国庫補助金が4割、残りを起債で賄う予定です。厳しい財政状況ではありませんが、飲料水という生活に欠かせない物であり、必要最小限の範囲で実施してまいりますので、ご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

健康・福祉対策

昨年来より世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症拡大予防対策事業について、本村におきましても65歳以上の高齢者の方から、順次ワクチン接種事業を推進してまいり所存です。国の財源を基に応分の予算を計上し、目下

保育、教育の取り組み

保育の拠点施設である「黒滝こども園」の運営について、お子さまを安心してあずけていただけたすよう、園長を中心として、スタッフ一同きめ細やかな保育、指導に取り組んでまいります。

また、保育料等につきましては、幼児教育無償化を国の制度に準じ実施していますので、是非積極的なご利用をお願いしたいと思います。

未来を築くこどもたちの健全な育成は、私自身も村全体で取り組むべき最重要課題であると認識しており、給食費や社会見学、修学旅行費の無償化制度も継続するとともに、修学奨励貸付金制度の経費も同様に継続して計上しております。

まさに、村の宝である黒滝村のこどもたちへのご支援に対しまして、特段のご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

黒滝村長

辻村 源四郎

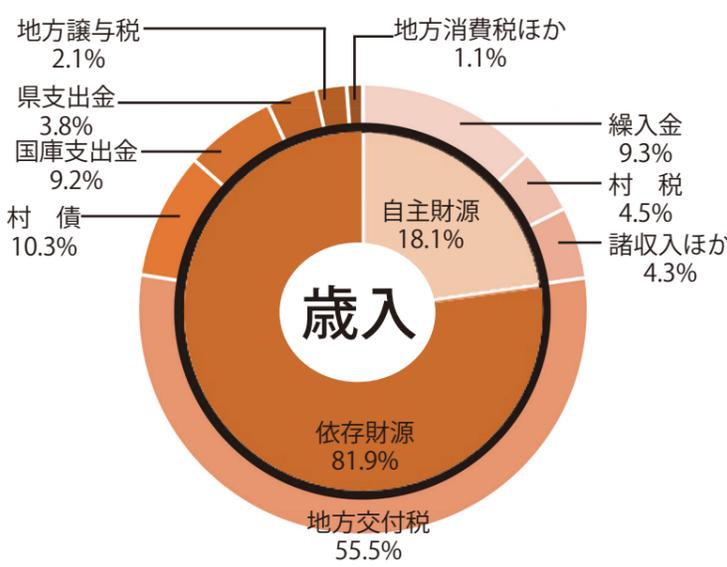
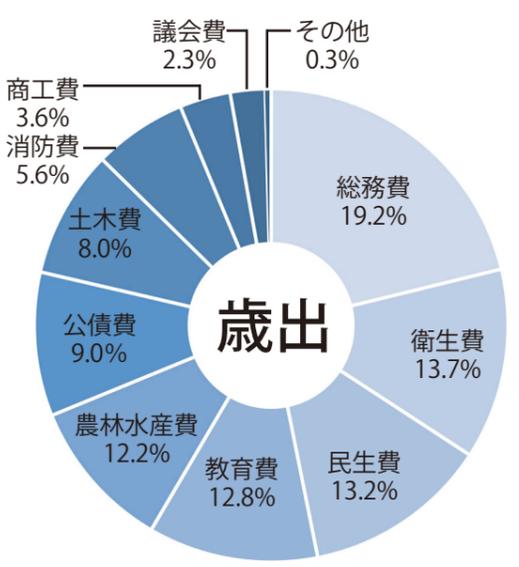
一般会計 歳出

予算の使い道 令和3年度の主な事業

- 総務費 2億7,915万円 (▲8.4%)**
全体的な管理事務や企画、戸籍、住民基本台帳、選挙、統計調査、村有財産の管理など幅広い経費
 - ふれあいバス運行委託料 921万円
 - 地域公共交通確保維持対策負担金 227万円
 - 村地域活性化推進事業補助金 20万円
 - イベント実施補助金 40万円
 - 起業支援補助金 200万円
 - 若者定住支援金 224万円
 - 空き家リフォーム工事補助金 100万円
 - 移住支援金 100万円
 - 空き家除却工事補助金 100万円
 - 自治会活動傷害保険料 22万円
 - 村広報作成料 106万円
 - 村有林整備費用 200万円
 - 各種基金積立金 758万円
 - 交通安全対策費 18万円
 - 電子計算機 3,802万円
 - 情報通信費 217万円
 - 黒滝村長選挙費 220万円
- 衛生費 1億9,925万円 (9.7%)**
住民が健康で良好な生活を送るための経費で、住民の健康管理や病気の予防対策、ごみの処理、し尿の収集処理・管理に係る経費
 - 南和広域医療企業団負担金 1,668万円
 - 妊婦・乳幼児・がん検診等委託費 183万円
 - 新型コロナウイルス感染予防対策費 1,886万円
 - 新型コロナウイルスワクチン接種事業 737万円
 - 南和広域衛生組合負担金 975万円
 - さくら広域環境衛生組合負担金 1,961万円
 - し尿処理委託料 336万円
 - 河川及び道路清掃作業委託料 200万円
 - 清掃運搬軽ダンプ購入費 215万円
- 民生費 1億9,182万円 (2.3%)**
住民の安定した社会生活を保障するための経費で、人権啓発予算、福祉関連予算などが含まれます
 - 社会福祉協議会負担金 1,500万円
 - 養護老人ホームへの入所措置費 1,026万円
 - 障害者にかかる支援事業費 2,423万円
 - 国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金 821万円
 - 国民健康保険特別会計直診勘定への繰出金 1,983万円
 - 介護保険特別会計への繰出金 2,727万円
 - 後期高齢者医療保険への支援金 1,558万円
 - 後期高齢者医療特別会計への繰出金 796万円
 - 中学生以下児童手当支給費 492万円
 - 村単児養育手当(中学生までの第3子以降) 48万円
 - 学童保育費 31万円
 - 弔慰金 60万円
 - 人権・同和対策費 74万円
 - 犯罪被害者等見舞金 40万円
 - 高齢者ポイント制度 28万円
 - 緊急通報体制支援システム事業業務委託料 94万円
- 教育費 1億8,653万円 (11.6%)**
教育委員会事務局、こども園、小・中学校、人権教育、社会教育、保健体育、給食センター等にかかる経費
 - 入学祝金 36万円
 - 高等学校自宅通学者補助金 108万円

- ・修学奨励貸付金 72万円
- ・修学旅行等補助金 150万円
- ・スクールバス運行委託料 676万円
- ・村人権教育推進協議会補助金 54万円
- ・語学留学補助金 510万円
- ・学習系情報通信ネットワーク環境整備事業 42万円
- ・統合型校務支援事業 167万円
- ・こども園遊具修繕 55万円
- ・こども園カーテンゲート取替工事 66万円
- ・個別特定保健指導委託料 296万円
- 農林水産費 1億7,659万円 (18.6%)**
農業や林業、水産業の振興に益する経費
 - 有害鳥獣捕獲防除対策費等 110万円
 - 特産品加工用野菜生産奨励金 21万円
 - 特産農林産物生産奨励費補助金 34万円
 - 混交林誘導整備事業関連委託料 507万円
 - ナラ枯れ被害防止事業委託料 163万円
 - 森林経営管理業務委託料 200万円
 - 美しい森林づくり基盤整備事業補助金 2,812万円
 - こもれびの森づくり整備事業補助金 400万円
 - ヘリポート管理補助金 30万円
 - 村産材生産促進事業補助金 700万円
 - 村木材産業活性化事業補助金 100万円
 - 村民有林間伐促進事業補助金 300万円
 - 森林組合活性化事業補助金 500万円
 - 集落周辺環境整備事業補助金 400万円
 - 黒滝銘木組合補助金 18万円
 - 林業担い手育成強化事業補助金 480万円
 - 森林組合育成補助金 300万円
 - 木材産業等担い手確保対策事業助成金 60万円
 - 地域おこし協力隊事業 2,800万円
 - 林道新設事業費等(維持費含む) 3,289万円
 - 漁業組合補助金 100万円
 - 山村活性化支援交付金事業 968万円
- 公債費 1億3,133万円 (4.3%)**
村の借金の返済金で、借入にかかる利子も含まれます。
- 土木費 1億1,636万円 (26.9%)**
道路や河川、住環境の整備にかかる経費
 - 道路新設改良事業(維持費含む) 5,323万円
 - 河川管理費 12万円
 - 住宅管理費 641万円
 - 住宅整備費 1,990万円
 - 地籍調査費 1,250万円
- 消防費 8,092万円 (▲42.9%)**
消防や水害、地震などのあらゆる災害に対する経費
 - 消防団員報酬 137万円
 - 消防分団活動費 69万円
 - 県広域消防組合負担金 3,653万円
- 商工費 5,285万円 (6.1%)**
地場産業の振興や観光振興に使われる経費
 - 村商工会補助金 333万円
 - 観光施設管理運営指定管理料 750万円
 - 黒滝村観光協会補助金 27万円
- 議会費 3,298万円 (▲3.8%)**
議会議員の報酬や議会を運営していくための経費
- その他 504万円 (▲14.3%)**
 - 労働費 202万円
 - 災害復旧費 2万円
 - 諸支出金 1万円
 - 予備費 300万円

一般会計 14億5,290万円 令和3年度 予算



会計区分	本年度予算	前年度比
▼一般会計	14億5,290万円	0.8%
▼特別会計	6億1,360万円	18.1%
国民健康保険事業	2億2,714万円	17.0%
○事業勘定	1億3,836万円	25.9%
○診療施設勘定	8,877万円	5.5%
介護保険事業	1億5,214万円	▲4.2%
後期高齢者医療事業	1,923万円	4.5%
簡易水道事業	1億5,956万円	57.1%
下水道事業	5,553万円	18.6%
全会計合計	20億6,650万円	5.5%

用語解説

一般会計… 村の運営にかかる基本的な経費を計上した会計

特別会計… 特定の事業を行うために、一般会計の歳入歳出と区別して経理する会計

自主財源… 村税や使用料及び手数料など村が自ら確保できる財源

依存財源… 国や県から交付されるお金や借金からなる財源

一般会計 歳入

依存財源 11億9,035万円

自主財源 2億6,255万円

- 地方交付税 8億576万円 (2.3%)**
自治体間の財源の均衡を図るために交付されるお金
- 村債 1億4,910万円 (14.5%)**
事業を行うために銀行などから借りるお金
- 国庫支出金 1億3,429万円 (42.5%)**
特定の事業を行うための国からの交付金
- 県支出金 5,502万円 (7.3%)**
特定の事業を行うための県からの交付金
- 地方譲与税 2,977万円 (▲5.7%)**
国税として徴収され一律的に譲与されるお金
- その他 1,642万円 (▲2.1%)**
地方消費税交付金・環境性能割交付金など

- 繰入金 1億3,456万円 (▲25.2%)**
基金(村の貯金)の取り崩しなど ※括弧内は前年度比
- 村税 6,504万円 (▲2.7%)**
村民税や固定資産税など
- 諸収入 4,261万円 (▲25.2%)**
預金利子など
- 分担金及び負担金 788万円 (▲6.6%)**
預金利子など
- 使用料及び手数料 784万円 (5.2%)**
施設使用料・住民票の手数料など
- その他 462万円 (313.6%)**
財産収入・寄付金・繰越金

※予算額は万円単位で四捨五入しており、実際の予算額と異なる場合がございます。構成比は項目ごとに四捨五入しており、合計が100%にならない場合がございます。

議会

第1回議会定例会

令和3年第1回黒滝村議会定例会が3月5日（金）～11日（木）にかけて開催されました。

◆一般質問

- ・行財政改革の推進について
- ・県道赤滝五條線改修について（九鬼議員）
- ・黒滝村消防団について（橋本議員）

◆人事案件

- ・議案第1号 黒滝村教育委員会の教育長の任命同意について

◆規約変更

- ・議案第2号 奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

◆条例制定

- ・議案第3号 黒滝村議会議員

- ・議案第25号 令和2年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- ・議案第26号 令和2年度黒滝村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◆当初予算

- ・議案第27号 令和3年度黒滝村一般会計予算について
- ・議案第28号 令和3年度黒滝村国民健康保険事業特別会計予算について
- ・議案第29号 令和3年度黒滝村介護保険特別会計予算について
- ・議案第30号 令和3年度黒滝村後期高齢者医療特別会計予算について
- ・議案第31号 令和3年度黒滝村簡易水道事業特別会計予算について
- ・議案第32号 令和3年度黒滝村下水道事業特別会計予算について

◆その他

- ・議案第33号 黒滝村の公の施設の指定管理者の指定について（黒滝・森物語村、きららの森・赤岩、総合案内センター、特産品加工販売所）

- 及び黒滝村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- ・議案第4号 黒滝村林産物利用体験館設置条例の制定について
- ・議案第5号 黒滝村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・議案第6号 黒滝村移住定住促進住宅基金条例の制定について

◆条例改正

- ・議案第7号 黒滝村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- ・議案第8号 黒滝村の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第10号 黒滝村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第11号 黒滝村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第12号 黒滝村介護保険

- 条例の一部を改正する条例について
- ・議案第13号 黒滝村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第14号 黒滝村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第15号 黒滝村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第16号 黒滝村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスのに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第17号 黒滝村国民健康保険診療所使用及び手数料条例の一部を改正する条例について

◆廃止条例

- ・議案第18号 黒滝村冷凍冷蔵庫設置条例を廃止する条例について

◆専決処分

- ・議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度黒滝村一般会計補正予算（第7号））
- ・議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度黒滝村一般会計補正予算（第8号））
- ・議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
- ・議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度黒滝村下水道事業特別会計補正予算（第2号））

◆補正予算

- ・議案第23号 令和2年度黒滝村一般会計補正予算（第9号）について
- ・議案第24号 令和2年度黒滝村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について

- ・議案第34号 黒滝村の公の施設の指定管理者の指定について（黒滝村デザイナービセンター）

◆追加議案

- ・議案第35号 令和2年度黒滝村一般会計補正予算（第10号）について
- ・奈良県広域消防組合議員の選挙

以上36の議案等が審議され、議案第5号、第6号は再検討を要するとして否決となりました。その他は、それぞれ原案どおり可決されました。

議会活動状況

3月

- 2日●第1回議会定例会 正副議長常任委員長打合せ
- 3日●第1回丹生川沿いまちづくり検討委員会
- 5日●第1回議会定例会 開会 総務厚生常任委員会 経済建設常任委員会

黒滝村教育長紹介 遠山 みさを氏

3月5日の議会において、遠山氏が教育長に任命同意されました。今後のご活躍を祈念いたします。また、3月31日付けで退任されました水口教育長、長い間ありがとうございました。今後も、教育活動等にご協力いただきますようお願いいたします。

黒滝村長選挙のお知らせ

- ◆選挙の期日 5月16日（日）
- ◆選挙期日の告示日 5月11日（火）
- ◆選挙会（開票） 日時 5月16日（日） 午後7時30分
- ◆立候補予定者説明会 日時 4月13日（火） 午前9時30分
- ◆お問合せ先 黒滝村選挙管理委員会事務局（総務課） ☎62-2031



(4) その他の手当

(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	平成30年度 支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 子 父母等 ※満16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	6,500円 10,000円 6,500円	3,811千円
住居手当	借家・・・月額12,000円を超える家賃を支払う職員に、家賃額に応じて上限額27,000円まで支給	1,450千円	181,300円
通勤手当	交通機関利用者 交通用具（自動車など）使用者	1ヶ月あたり上限額55,000円まで支給 片道の使用距離に応じて2,000円（2km以上5km未満）から上限額31,600円（60km以上）まで支給	5,133千円
管理職手当	課長級 主幹級 課長補佐級	給料月額100分の8 給料月額100分の7 給料月額100分の6	4,762千円

※管理職手当のみ国と異なります。

5 特別職の報酬等の状況

(令和2年4月1日現在)

	給料・報酬	期末手当	退職手当	
			算定方式	1期の手当額
村長	500,000円	3.40月分	500,000円×520/100×勤続年数	10,400,000円
副村長	460,000円	平成31年度支給割合	460,000円×330/100×勤続年数	6,072,000円
教育長	420,000円	一般職と同じ	420,000円×240/100×勤続年数	3,024,000円
議長	240,000円	3.15月分 平成31年度支給割合		
副議長	180,000円			
議員	170,000円			

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（村長・副村長4年＝48ヶ月、教育長は3年＝36ヶ月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(2) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位：人)

	一般行政	教育	普通会計計	公営企業等会計計	総合計
平成27年	25	9	34	6	40
平成28年	25	9	34	6	40
平成29年	26	8	34	6	40
平成30年	26	9	35	6	41
平成31年	28	8	36	6	42
令和2年	27	9	36	6	42
過去5年間の増減	2	0	2	0	2

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

◆お問合せ先 総務課

(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		前年比	増減理由	
		平成31年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	13	11	▲2	職員異動
		税務	3	3	0	
		民生	1	2	1	職員異動
		衛生	4	4	0	
		農水	2	2	0	
		商工	0	0	0	
	土木	4	4	0		
	計	28	27	▲1		
	教育部門	8	9	1	職員異動	
消防部門	0	0	0			
小計	36	36	0			
公営企業等	病院	3	3	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	2	2	0		
	小計	6	6	0		
合計		42	42	0		

※職員数は一般職に属する職員数です。
※ [] 内は、条例定数の合計です。

(3) 職員経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
経験年数 15年～20年未満	-	293,400円	265,600円
経験年数 20年～25年未満	330,900円	308,100円	-
経験年数 25年～30年未満	365,900円	338,500円	-

3 一般行政職の級別職員数

(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	5人	17.86%	146,100円	247,600円
2級	主事	2人	7.14%	195,500円	304,200円
3級	課長補佐・係長	10人	35.71%	231,500円	350,000円
4級	課長・課長補佐	4人	14.29%	264,200円	381,000円
5級	課長	7人	25.00%	289,700円	393,000円

※ 黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(平成31年度)

区分	黒滝村	国
1人当たり平均支給	1,328千円	-
支給割合	期末手当 (1.45月分)	2.6月分 (1.45月分)
	勤勉手当 (1.05月分)	1.90月分 (1.05月分)
加算措置	無し	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

※括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

(令和2年4月1日現在)

	区分	黒滝村	
		自己都合	勤奨・定年
支給率 (国と同じ)	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
	勤続25年	28.03950月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75750月分	47.70900月分
	最高限度額	47.70900月分	47.70900月分
その他加算措置 (国と同じ)		定年前早期退職特例加算措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額		3,976千円	14,445千円

※1人当たり平均支給額は、平成29年度から平成31年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

	平成31年度決算	平成30年度決算
支給実績	3,201千円	3,033千円
一人当たり 平均支給年額	346千円	304千円

村職員の 給与・職員数等を 公表します

黒滝村職員の給与・職員数等の状況を知っていただくために、その概要を公表します。

1 総括

(1) 人件費(平成31年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
688人	千円 1,281,260	千円 17,304	千円 328,238	% 25.62

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費(平成31年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計B	
36人	千円 123,942	千円 21,234	千円 46,625	千円 191,801	千円 5,328

※職員手当には退職手当は含みません。

※職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数(各年4月1日現在)

平成31年度	94.5	※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
令和2年度	95.1	

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

(令和2年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料 月額	平均給与 月額	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均 年齢
黒滝村	円 309,300	円 391,000	43.8歳	円 265,500	円 287,900	50.6歳

※平均給料月額：令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※平均給与月額：給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給

区分	一般行政職		技能労務職	教育職	
	大学卒	高校卒	高校卒	大学卒	短大卒
黒滝村	円 182,200	円 150,600	円 147,900	円 204,000	円 180,000
国	円 182,200	円 150,600			

お知らせ

◆受験資格
令和3年度国税専門官採用試験
①平成3年4月2日～
平成12年4月1日生まれの人
②平成12年4月2日以降生まれ
の者で次に掲げるもの

◆国税職員募集のお知らせ

◆お問合せ先 住民生活課

- ①軽自動車税減免申請書
(窓口で記載)
- ②自動車検査証
- ③身体障害者手帳等
- ④運転される方の運転免許証
- ⑤納税通知書
- ⑥車内の写真
(車内の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車の場合)

◆軽自動車税の減免
運転者が身体障がい者等である場合や、身体障がい者等のために生計同一者が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障害者手帳等に記載の障がい程度により減免が受けられます。
◆申請期間 4月23日(金)まで
◆必要な書類

◆お問合せ先
大阪国税局人事第二課(試験係)
☎06・6941・5331
吉野税務署総務課
☎0746・32・3385

◆採用予定数は、人事院ホームページに掲載します。
※最新情報は人事院ホームページで確認してください。

◆合格発表日
第1次試験合格発表日
6月29日(火) 午前9時
最終合格発表日
8月17日(火) 午前9時

◆試験日
第1次試験 6月6日(日)
第2次試験
7月5日(月)～7月16日(金)

◆申込受付期間
3月26日(金)～4月7日(水)
原則として、インターネット申込みとなります。
○インターネット申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

(1)大学を卒業した者及び令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者の試験の程度 大学卒業程度
◆申込受付期間
3月26日(金)～4月7日(水)
原則として、インターネット申込みとなります。
○インターネット申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

税等の納期
4月30日(金)
軽自動車税

忘れずに納付しましょう!

◆お申込・お問合せ先
奈良県立明日香養護学校
(担当 教育支援部)
☎0744・54・3380
(午前9時～午後5時)
・学校の概要については、ホームページをご覧ください。

◆内容
○肢体不自由のある幼児児童生徒の就学、進学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について

○学校生活上の指導や支援について

◆日時 事前にお電話でお申し込みください。相談日は、火・水・木ですが、ご希望により調整させていただきます。
(土・日・祝日は除く)

◆内容
○肢体不自由のある幼児児童生徒、及び病弱教育対象生徒の保護者や担任に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために教育相談を行っています。

◆日時 事前にお電話でお申し込みください。相談日は、火・水・木ですが、ご希望により調整させていただきます。
(土・日・祝日は除く)

令和3年度 明日香養護学校教育相談のご案内

県立明日香養護学校では、肢体不自由のある幼児児童生徒、及び病弱教育対象生徒の保護者や担任に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために教育相談を行っています。



◆お問合せ先・連絡先
自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所
☎0747・22・3789
担当・西嶋(にしじま)
藤原(ふじわら)
※転職や就職をお考えの方、ご存じの方、まずはご連絡ください。

生活発表会

2月26日(金)、こども園にて、生活発表会が開催されました。

園児の皆さんは、少し緊張しながらもこの日のために練習を重ねてきた劇やダンスや歌などを保護者の方達の前で披露し、会場からは、温かい拍手が送られました。



黒滝中学校ボランティア活動(花の寄贈)

3月10日(水)、黒滝中学校の生徒の皆さんからボランティア活動として、花を寄贈していただきました。
いただいた花は、生徒の皆さんが毎日欠かさず水をやり、綺麗に育てられています。
役場入口に飾っていますので是非ご覧ください。



やまなみステージ 桜を植樹

3月4日(木)、クボタ堺労働組合(株式会社クボタ)に、やまなみステージの河川沿いに、桜を植樹していただきました。
組合結成75周年事業として、桜の植樹を通じた地域の活性化や農業体験事業に取り組んでいただいています。クボタ堺労働組合の皆さまありがとうございました。



お知らせ

予備自衛官補(一般・技能)募集案内

◆受付期間
1月6日(水)～
4月9日(金)

◆試験日
4月17日(土)

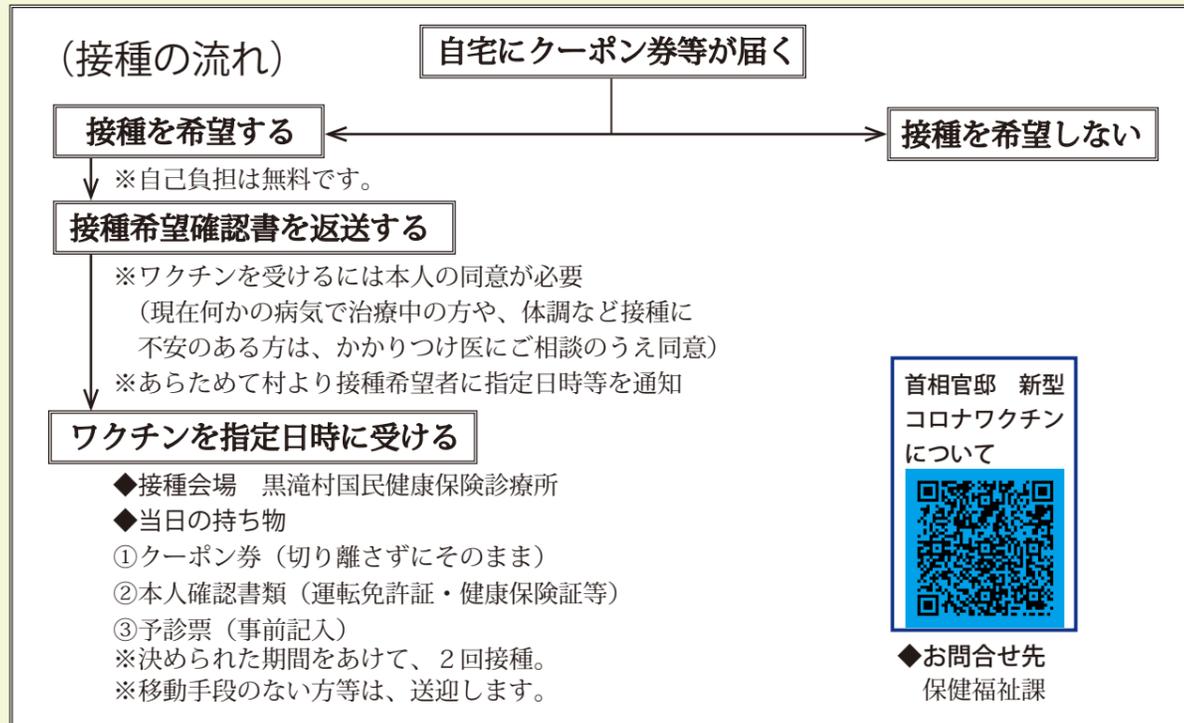
「予備自衛官補」とは災害派遣などで活躍する「予備自衛官」になるためのコースです。大きく「一般」と「技能」に分かれ、資格も異なります。詳しくはお問合せください。
志願から受験まで全力でサポートさせていただきます。

◆お問合せ先・連絡先
自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所
☎0747・22・3789
担当・西嶋(にしじま)
藤原(ふじわら)

※転職や就職をお考えの方、ご存じの方、まずはご連絡ください。

黒滝村新型コロナワクチン接種の概要

- 新型コロナワクチンは、
 - ①医療従事者等 ②65歳以上の高齢者 ③基礎疾患のある方
 - ④高齢者施設等の従事者 ⑤60～64歳の方 ⑥前者以外の16歳以上の方
 の順に接種を開始予定です。また、ワクチン配分計画により上記②については、高齢順に100名の方から優先に接種する見込みです。
- 接種時期は、上記番号順に、
 - ①3月中旬以降 ②4月以降 ③～⑥その後順次に開始予定です。
 ※ワクチン配送状況により遅延することがあります。
- 接種の準備が整い次第、対象者にクーポン券をはじめとする書面等を個別に郵送しますのでご確認のうえ、接種を希望されます方は次の（接種の流れ）を参考にお手続きをお願いします。※同上



新型コロナワクチンについて

ワクチンによる長期間の効果や副反応はまだ分かっていませんが、新型コロナウイルス感染拡大が進む中、接種する意義は大きいと思います。接種した本人はもとより、接種率が人口の60%を超えれば接種していない人も感染しにくくなる（集団免疫といえます）ことも期待されます。

奈良県医師会

簡易水道使用料の減免について

○新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための生活支援及び経済的負担軽減対策として、簡易水道使用料の「基本料金1,573円(税込)」を令和3年3月～令和3年8月の6か月間減免いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報

国の緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き村民の皆さまへの情報提供や、感染の発生と拡大の防止に関する取り組みなどを、総合的にお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等へのPCR検査の実施及び検査助成事業について

国の要綱に基づき、黒滝村内の新型コロナウイルス感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者等の希望により、PCR検査を一人につき一回限り実施し、検査費用のうち自己負担額を超える金額については、助成を行います。

- ◆実施期間
 - 令和2年12月1日～令和4年3月末日
 - ただし、お申し込みは令和4年3月11日（金）までです。
- ◆自己負担額
 - 自己負担額として、2,000円を受検時にお支払いください。
- ◆検査対象者
 - 村に住民票があり、かつ現に村内に居住する方で、検査を希望する次のいずれかに該当する方です。ただし、奈良県等が行う行政検査の対象者を除きます。
 - (1) 令和2年4月1日現在において満65歳以上の方
 - (2) 慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、脳血管疾患または指定難病を有する方
- ◆留意事項
 - 検査の性質上、一定の確率で、実際には感染していないにもかかわらず、陽性と判定（偽陽性）されてしまいます。（陽性と判定された方のうち、6割の方は感染していないにもかかわらず陽性と判定されてしまうことがあります。）
 - そのため、偽陽性の場合であっても医師の判断により、入院や宿泊療養をしなければならないこともあり、ご本人やそのご家族が不利益を受けることがあることに留意が必要です。
- ◆実施方法
 - 検査希望者は、村保健福祉課へ事前书面による申し込みを行い、追って指定された日時に村診療所において受検します。
- ◆お問合せ先 保健福祉課

【新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について】

新型コロナウイルスに関して、感染者やその家族、医療機関関係者等に対する差別や偏見、誹謗中傷が広がっています。これらは人権侵害であり許されるものではありません。あわせて、感染症に便乗した悪徳商法や詐欺事件も発生しています。不確かな情報や根拠のない話に対しては冷静な判断や行動を心がけていただきますようお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症予防にご協力いただき、ありがとうございます。
- 感染予防には、一人ひとりの心がけが重要です。お互いに人と人との距離を保ち、マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケット、換気を心がけ、しっかりと感染予防対策をしましょう。
- 買い物は、お一人または少人数で、すいている時間にできるよう工夫しましょう。
- 高齢者や持病がある人は、人ごみを避けるなど、よりご留意してください。
- 新しい生活様式の定着に向けて、ご協力方よろしく申し上げます。

黒滝村新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局（役場 保健福祉課）

後期高齢者医療保険 保険料の軽減について

令和3年度以降の保険料軽減措置について

1. 所得の少ない被保険者に対する特例軽減の見直しについて

- 世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。
- 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。

【均等割額軽減の基準】

世帯(世帯主及び被保険者)の総所得金額等(医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額)により判定します。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下 (令和3年度より改正あり)	7割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] 被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として 計算し、所得が0円となるとき		8割	7割	
33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)以下 (令和3年度より改正あり)	5割	5割		
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下 (令和3年度より改正あり)	2割	2割		

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限15万円が控除されます。
 ※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。
 ※軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

2. 保険料軽減判定基準額の見直しについて(令和3年度より改正あり)

- ①7割軽減基準額
 (現行) 基礎控除額(33万円)
 (改正後) 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)
- ②5割軽減基準額
 (現行) 基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数
 (改正後) 基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
- ③2割軽減基準額
 (現行) 基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数
 (改正後) 基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

○平成30年度の税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。この影響により後期高齢者医療保険料の負担水準に関して不利益等が生じないようにするため、また、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けた者が2人以上いる世帯が後期高齢者医療保険料の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため、上記のとおり軽減判定基準の見直しが行われました。

◆お問合せ先 保健福祉課

フレイルって何?

歳を重ねれば、体力や気力がだんだんと弱くなり、手助けや介護が必要な状態となってきます。心と体の働きが弱くなった状態をフレイル(虚弱)といいます。

あなたは、大丈夫ですか?今月、60歳以上の方に配付する「元気ふれあい活動ポイント手帳」に記載の「フレイル予防のためのチェック」でまずはご自分の健康状態を把握してみるのも一つです。

保健師等によるフレイル訪問や相談も実施しています。
 元気で長生き!健康長寿をめざしましょう。

集団検診・がん健診のお知らせ

- ◆日時 5月20日(木) 午前9時～
- ◆受付時間 午前9時～午前11時
- ◆会場 わかさぎふれあいセンター 体育館
- ※今年度より対象者の皆さまへ案内をお届けします。
- 集団健診(検診)の受診を希望する方は、案内に同封の申込書を保健福祉課へ返送してください。

**人間ドッグの助成が
はじまります!**

今年度より、国民健康保険加入者の40歳以上の方を対象に実施します。
 詳しくは、お問合せください。

◆お問合せ先 保健福祉課

20歳	40歳	65歳	75歳
特定健診(国民健康保険加入者・協会けんぽの被扶養者)		後期高齢者健診	
肺がん検診		肺がん検診および結核検診	
胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診(女性)・肝炎ウイルス検査			
子宮がん検診(女性)			

皆さまは、どの健診(検診)を受けられますか?
 ※個別検診・がん検診は順次、広報等でお知らせします。

ひなっこキッズ

- ◆日時 4月27日(火) 午前10時～午前11時20分
- ◆場所 わかさぎふれあいセンター2階 おもちゃ図書館
- ◆内容 未就園児のお子さんと子育て中のお父さんお母さんや妊娠中のお母さんが気軽に集まる場です。「子育てのことをいろいろ話したいな」「お友達ができたらいいな」と思っているか?ホッと一息入れて、一緒に遊んだりお話をしよう。参加をご希望の方は左記までお申込みください。
- ◆対象者 未就園児の親子・祖父母・妊娠中のお母さん
- ◆参加費 無料
- ◆お申込・お問合せ先 保健福祉課 保健師 樋口
- ※新型コロナウイルス感染症状況によって中止になる可能性があります。来所時、保護者の方はマスク着用願います。各自、水筒を持参ください。体調不良時は来所をご遠慮ください。
- ※6か月以上のお子さんは、こども園で一時保育もご利用いただけます。(1時間100円・要事前予約)

国民健康保険税の改定のお知らせ

国民健康保険事業の県単位化により令和6年度には県保険税率の標準化を目指します。黒滝村につきましても令和6年度にあわせて段階的に改定していきます。本改定につきましても皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

令和3年度の保険税率

	医療分		後期支援分		介護分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
平等割額 (1世帯にかかる額)	23,400円	23,400円	8,000円	8,000円	—	—
均等割額 (1人にかかる額)	25,400円	25,400円	7,800円	7,800円	11,500円	19,000円
所得割額 (所得額に対して)	7.70%	7.70%	2.70%	2.70%	2.60%	2.60%
資産割額 (固定資産税額に対して)	42.00%	—	—	—	—	—

人口・世帯数 (3月1日現在)

男 321人 (±0)
女 346人 (±0)
計 667人 (±0)
世帯 351世帯 (-1)

村の施設の電話番号 市外局番 (0747)

役場 62-2031
I P 電話【0747-68-9200
~ 9203】
防災放送電話音声対応サービス
(専用ダイヤル) 62-9010
教育委員会 62-2314
I P 電話【0747-68-9204】
診療所 62-2747
I P 電話【0747-68-9700】
歯科診療所 62-2621
デイサービスセンター
(社会福祉協議会) 62-2850
I P 電話【0747-68-9023】
こもれびホール 62-2280
黒滝駐在所 62-2034

観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
(株)黒滝森物語村 62-2770



狂犬病予防注射 4月22日

4月22日(木)に狂犬病
予防注射を行います。犬を
飼っておられる方は最寄りの
会場で受けてください。
※暴れたり噛み傷を与える恐
れのある犬については、口輪
をはめるなどの適切な処置を
されたうえ、犬に慣れている
方が同行してください。

時間	実施場所
10:00~10:05	笠木老人憩の家前
10:15~10:20	桂原(西北様宅倉庫前)
10:30~10:35	蛇ヶ谷
10:40~10:55	長瀬集会所前
11:05~11:15	粟飯谷正西寺前
11:25~11:30	御吉野(中辻銘木前広場)
11:35~11:45	堂原(榊田様宅前)
11:50~12:00	寺戸(泉の広場)
13:10~13:25	槇尾瀧光寺前
13:35~13:45	鳥住集会所前
13:50~13:55	脇川集会所前
14:05~14:15	川戸老人憩の家前
14:25~14:40	赤滝集会所前
14:50~15:00	上中戸老人憩の家
15:05~15:15	黒滝村役場駐車場

○集合注射に係る手数料 **3,400円**
(内訳)注射手数料 2,850円
注射済票交付手数料 550円
○犬の登録手数料 **3,000円**

愛犬の登録を!

現在、犬の登録は一生に一回となっています。登録を行っていない犬は、「野犬」と判断されかねませんので、まだ登録をされていない方はこの機会にぜひ登録を行ってください。

飼い犬が死亡したとき、飼い主や飼い主の住所が変わったときは、必ず役場へ届けてください。

※犬を手放したい方は、事前に役場または吉野保健所に相談してください。なお、当日の引き取りはいたしません。

◆お問合せ先 住民生活課

吉野保健所 ☎0747-52-0551



社
の
村
を
つ
く
り
ま
し
よ
う。
・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切に、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。
・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。

わたしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

黒滝村村民憲章